

「令和8年度障害者短期離職防止促進事業業務」企画提案募集要領

この要領は、宮城県が実施する「令和8年度障害者短期離職防止促進事業」を業務委託するに当たり、事業の企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の目的

本県における障害者雇用の状況は、令和6年度にハローワークを通した就職件数が2,150件と高い水準を維持している一方で、県内民間企業の障害者雇用率は、令和7年6月1日現在で2.38%と、依然として法定雇用率（2.5%）を下回っており、本県における障害者雇用の更なる促進は喫緊の課題となっている。

また、厚生労働省が令和5年度に実施した調査では、障害者の平均勤続年数が身体障害者で12年2か月、知的障害者で9年1か月、精神障害者が5年3か月、発達障害者が5年1か月であり、就労しても短期で退職に至る障害者が少なくない。

こうした状況を踏まえ、企業が就職を希望する障害者を採用し、採用された障害者が企業に定着できるよう、企業の障害者雇用に関する取組を支援し、障害者雇用率の向上を目指すもの。

2 業務内容

(1) 委託業務の内容

「令和8年度障害者短期離職防止促進事業」企画提案に関する仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(2) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 履行場所

宮城県内

3 事業費（委託上限額）

この案件に関する予定価格は、10,590,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約を締結することを約束するものではない。

4 企画提案事業に応募できる者に必要な資格等に関する事項

1 企画提案に応募できるものに必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 宮城県に活動拠点（本社又は営業所等）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) この事業の応募開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に関する競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (4) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。

- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。
- (8) 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること

2 上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案も可能とする。その場合、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の事業者については、代表者との委託契約（本県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこととするが、再委託先においても上記（2）から（9）までの条件を満たさなければならない。また、1つの事業者が複数の企画提案者の再委託先事業者となることはできない。さらに、本業務の進行管理及び取りまとめは代表者の責任において行うものとし、代表者は、応募時に、企画提案書に再委託先事業者の名称、所在地、再委託内容、目的及び理由等を具体的かつ明確に記載し、委託契約締結後に県と改めて再委託に関する協議を行うものとする。

なお、契約締結後、応募時に記載していなかった事業者と再委託する必要が出てきた場合は、県がやむを得ないと認めたものについてのみ、再委託を可能とする。

また、共同提案としてではない一部業務の再委託においては上記によらず、契約締結後に改めて県と協議を行うものとする。

5 企画提案の事項

- (1) 県内企業における障害者の定着及び入退職の現状及び課題分析
- (2) 伴走支援を行う企業の選定方法及び計画、伴走支援の方法及び計画並びに優良な企業・事例の周知・横展開に関する事業内容及び事業計画（県内企業に周知できる媒体はウェブページを想定しているが、他に適切な方法があれば提案を妨げない。）
- (3) 宮城障害者職業能力開発校との連携に係る事業内容及び事業計画
- (4) その他、支援を行う企業の障害者雇用率向上に繋げるための取組に係る事業内容及び事業計画（独自提案）
- (5) 事業全体に係るスケジュール、実施体制、運営体制

6 事業に関する質問受付及び回答

本事業に関する質問については、質問書（様式第1号）を提出すること。（口頭及び電話による照会については応じない。）

- (1) 提出先等
 - イ 受付期間 令和8年2月2日（月）から令和8年2月13日（金）午後5時まで
 - ロ 提出先 宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用推進班
 - ハ 提出方法 指定様式（様式第1号）を用いて、E-mail の方法のみにより受け付けるものとする。【E-mail アドレス：koyousu@pref.miyagi.lg.jp】
- (2) 回答 質問に対する回答は、集約したものを、本県公式ウェブサイトの雇用対策課のウェブページにおいて公表する（質問者の氏名・名称等は公表しない）。
ただし、参加資格に関することや、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

7 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和8年2月27日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法

電子メールにより提出すること。件名を「令和8年度障害者短期離職防止促進事業業務企画提案書」とし、電話にて宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用推進班宛てに受信確認を行うこと。

なお、いかなる理由があっても提出期限後に県に到達したものは受け付けない。

セキュリティやファイル容量の都合等により、送信が困難な場合は、宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用推進班宛て連絡すること。なお、押印が必要な書類は、押印の上、その写しをPDF形式で提出すること。押印した原本はプレゼンテーション審査の際に提出を求めるのでそれまで保管すること。

(3) 提出先

宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用推進班

E-mail アドレス : koyousu@pref.miyagi.lg.jp

(4) 提出書類

イ 企画提案提出書（様式第2号）

ロ 企画提案書

「令和8年度障害者短期離職防止促進事業業務」企画提案書作成要領
に基づき作成すること。

(5) 提出後の変更

提出されたデータの内容について、提出後の差し替え、変更及び取消は一切認めない。
また、提出された書類は、一切返却しない。

(6) 無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合。

ロ 本実施要領等に従っていない場合。

ハ 下記8に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合。

ニ 同一の団体等が2つ以上の企画提案書を提出した場合。

ホ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合。

ヘ 次に該当する場合

民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、

第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案。

(7) その他

イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。

ロ 企画提案書の再提出は、認めない。

ハ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。

ニ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

8 契約相手方の決定

(1) 契約予定者の選定方法

「令和8年度障害者短期離職防止促進事業」プロポーザル方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）において応募のあった事業の企画提案書及びプレゼンテーションを、下記（3）の審査基準に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者1者を業務委託候補者として選定する。

(2) 審査方法

イ 企画提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）を、審査基準に

基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。

- ロ イにおいて、順位点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。評価点が同点の場合は、委員長が契約予定者を選定し、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、契約予定者を選定する。
- ハ イ及びロの規定にかかわらず、採点評価の結果、各委員が採点した得点の総計の平均が6割に満たない場合は選定しないものとする。
- ニ 応募者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査の前に選定委員会において一次審査（書面審査）を実施し、プレゼンテーション審査に参加できる上位3者を選定する。

(3) 審査基準

イ 評価点は、次の審査項目及び配点（合計100点）とする。

	審査項目	配点(点)
1	県内企業における障害者の定着及び入退職の現状及び課題分析 ① 県内企業における障害者の定着及び入退職に関する現状を的確に把握しているか ② 県内企業における障害者の定着及び入退職に関する課題を的確に分析しているか	10
2	事業所に対する伴走支援の方法及び計画並びに優良な企業・事例の周知・横展開支援を行う企業の選定に係る事業内容及び事業計画 ① 支援を行う企業の選定について、スケジュール、応募の募集方法は適切であるか。 ② 支援を行う企業の雇用計画について、適切な項目を想定しているか。 ③ 伴走支援について、スケジュール、支援の方法、その他提案内容は適切であるか ④ 県内企業への周知方法に係る提案は適切であるか	40
3	宮城障害者職業能力開発校との連携に係る事業内容及び事業計画 ① 宮城障害者職業能力開発校が実施する障害者委託訓練に関する提案内容は適切であるか ② 提案内容は、支援を行う企業の障害者雇用促進、または、宮城障害者職業能力開発校が実施する障害者委託訓練を受講した者の就職促進に有効であるか	10
4	その他、支援を行う企業の障害者雇用率向上に繋げるための取組に係る事業内容及び事業計画 ① 提案内容は、障害者雇用促進及び障害者の定着支援の観点から有効であるか ② 提案内容は具体的かつ実現性があるか	20
5	事業全体に係るスケジュール、実施体制、運営体制 ① 事業全体のスケジュールは、提案内容を実施及び事業目標の達成に当たり実現性があるか ② 事業全体の実施体制・運営体制は提案内容を実施するに当たり適切であるか ③ 当該業務に従事する者への研修やフォローアップ体制は提案内容を実施するに当たり適切であるか	18
	【加点措置】 『女性のチカラを活かす企業認証』『みやぎ「働き方改革」実践企業』『パートナーシップ構築宣言』『障害者雇用推進企業（※）』のいずれかに該当	2

ロ 順位点は、次のとおりとする。

1位：2点 2位：1点 3位：0点

(4) 評価加点について

応募者（複数事業者による共同提案の場合は代表者）が、企画提案書の提出日時点でのいづれかに該当する場合は、評価点を加算するので、証明書類（認証書の写し等）を提出すること。

イ 「女性のチカラを活かす企業認証」の認証を受けている。

- ロ みやぎ「働き方改革」実践企業支援制度の認定を受けている。
 - ハ 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議創設の「パートナーシップ構築宣言」を行っている。
- ニ 障害者雇用促進法で定める法定雇用障害者数以上（※）の障害者を雇用している。
※雇用義務が課されない事業主においては1人以上

（5）一次審査（書面審査）

- イ 一次審査の実施日
令和8年3月3日（火）
- ロ 審査の実施方法
提案事業者が3者を超えた場合は、応募のあった企画提案書について、上記（3）の審査項目及び配点に基づいて審査し、書類審査の結果、上位3事業者を選定する。
- ハ 一次審査結果の通知
審査終了後は速やかに全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。
なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対しプレゼンテーション審査日程を通知する。

（6）プレゼンテーション審査

- イ プrezentation実施日
令和8年3月11日（水）（時間は追って通知する。）
- ロ 実施会場
宮城県庁行政庁舎 経済商工観光部会議室（14階南側）
- ハ 実施方法
 - ・出席者は1応募者につき3名以内とする。
 - ・1応募者当たりの持ち時間は40分以内（説明20分以内、質疑応答15分以内、評価5分）とし、県から指示した時間で順次、個別に行うものとする。
 - ・事前に提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うものとし、当日の追加資料配付や資料の差し替え等は認めない。
- ニ プrezentation審査結果の通知
審査終了後は、プレゼンテーション審査に参加した全ての応募者に審査結果を速やかに通知することとし、選定結果については、後日宮城県経済商工観光部雇用対策課ホームページにて公表する。ただし、選定された委託候補者以外の者の順位は特定できないよう配慮する。

9 応募者が1者又はない場合の取扱い

（1）応募者が1者の場合

上記8（6）によるプレゼンテーション審査を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は、当該者を契約予定者として選定する。

（2）応募者がない場合

選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

10 委託契約について

原則として、選定委員会で選定された契約予定者に当該業務を委託することとする。宮城県は、選定した契約予定者と別途見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に契約を締結するものとする。

なお、選定された事業者が委託契約を辞退した場合にあっては、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者とする。

また、委託業務の実施に関して、契約予定者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものでなく、県と契約予定者で協議の上、決定するものとし、実施の業務内容や進め

方については、隨時県と協議して決定する。

1.1 企画提案実施に関するスケジュール

- (1) 企画提案募集に関する公告・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和8年2月2日（月）
(県出納局契約課及び県経済商工観光部雇用対策課のホームページに掲載する。)
- (2) 募集内容に関する質問受付・・・・令和8年2月2日（月）から
2月13日（金）午後5時まで 必着
- (3) 質問に対する回答・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和8年2月18日（水）まで
- (4) 企画提案書の提出締切・・・・・・・・ 令和8年2月27日（金）午後5時まで 必着
- (5) 一次審査（応募者が3者を超えた場合）・・・・・・・・ 令和8年3月3日（火）
- (6) 一次審査の結果（応募者が3者を超えた場合）及び
プレゼンテーション審査の日程通知・・・・・・・・ 令和8年3月4日（水）
- (7) プrezentation審査・・・・・・・・ 令和8年3月11日（水）
- (8) プrezentation審査結果の発表・・・・・・・・ 令和8年3月中旬
- (9) 選定業者との契約に関する準備・・・・・・・・ 令和8年3月下旬
- (10) 契約締結予定日・・・・・・・・・・・・ 令和8年4月1日（水）

1.2 企画提案実施に当たる広報

事業の企画提案募集要領及び企画提案に関する仕様書については、令和8年2月2日（月）から、宮城県出納局契約課及び宮城県経済商工観光部雇用対策課のホームページに公開する。

1.3 注意事項

- (1) 本事業は、国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を財源として実施する予定であり、同交付金の要領等に従い、実施する。
- (2) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (3) 委託者（県）と受託事業者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議のうえ決定するものとする。なお、協議が整わない場合は、受託者を変更することがある。
- (4) 企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の実施を延期または取り止めことがある。
- (5) 県は、企画提案者から提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的に使用しないものとする。
- (6) 企画提案者は、本業務に関して県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (7) 本事業は、年度当初から業務を開始する必要があることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として、年度開始（歳出予算成立）前に企画提案の手続を進めているものである。
したがって、本件に関する歳出予算が不成立となったときは、契約手続きの中止や契約の解除を行う。
- (8) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例等（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、非開示部分（個人情報や公開することにより企画提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる可能性がある情報など）を除き、開示することとなる。
- (9) この契約は、電子契約を選択することができる。

「令和8年度障害者短期離職防止促進事業業務」企画提案書作成要領

1 「企画提案書」の提出

次の①から④を1セットとして提出すること。

- ① 企画提案書
- ② 過去の類似業務の実績
- ③ 企画提案募集条件に係る宣誓書（様式第3号）
- ④ 事業経費参考内訳書（様式第4号）

2 「企画提案書」の内容

(1) 規格 以下のとおりとする。

縦横比	横：縦が4：3から16：9の範囲内とする。
フォントサイズ	A4サイズで印刷した際に視認できる大きさとする。
ページ数	表紙と目次を除き25ページ以内とし、ページの通し番号を付すこと。プレゼンテーション審査の際に説明しないページ（参考資料等）にはそのことが分かるよう記号等を付すこと。
容量	10メガバイト以内とする。

(2) 構成 下表に沿って提案内容を明快にまとめたものとすること。

項目		記載内容
I	表紙	
II	目次	
III 本文	① 県内企業における障害者の定着及び入退職の現状及び課題分析	<ul style="list-style-type: none">・県内企業における障害者の定着及び入退職に関する現状を的確に把握しているか・県内企業における障害者の定着及び入退職に関する課題を的確に分析しているか
	② 伴走支援を行う企業の選定方法及び計画、伴走支援の方法及び計画並びに優良な企業・事例の周知・横展開に関する事業内容及び事業計画（県内企業に周知できる媒体はウェブページを想定しているが、他に適切な方法があれば提案を妨げない。）	<ul style="list-style-type: none">・支援を行う企業の選定について、スケジュール、応募の募集方法は適切であるか・支援を行う企業の雇用計画について、適切な項目を想定しているか・伴走支援について、スケジュール、支援の方法、その他提案内容は適切であるか・県内企業への周知方法に係る提案は適切であるか
	③ 宮城障害者職業能力開発校との連携に係る事業内容及び事業計画	<ul style="list-style-type: none">・宮城障害者職業能力開発校が実施する障害者委託訓練に関する提案内容は適切であるか・提案内容は、支援を行う企業の障害者雇用促進、または、宮城障害者職業能力開発校が実施する障害者委託訓練を受講した者の就職促進に有効であるか
	④ その他、支援を行う企業の障害者雇用率向上に繋げるための取組に係る事業内容及び事業計画（独自提案）	<ul style="list-style-type: none">・提案内容は、障害者雇用促進及び障害者の定着支援の観点から有効であるか・提案内容は具体的かつ実現性があるか

		⑤	事業全体に係るスケジュール、実施体制、運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業全体のスケジュールは、提案内容を実施及び事業目標の達成に当たり実現性があるか ・事業全体の実施体制・運営体制は提案内容を実施するに当たり適切であるか ・当該業務に従事する者への研修やフォローアップ体制は提案内容を実施するに当たり適切であるか
--	--	---	-------------------------	---

(3) 留意事項

- ① 「「令和8年度障害者短期離職防止促進事業」企画提案に係る仕様書」に記載した内容のうち、満たすことができないもの（もしくは、仕様変更した方が効果的であると考えられるもの）がある場合には、代替案・対応案を提案に含めること。
- ② 委託業務の目的を達成するため、有益であると考えられる独自提案がある場合は、わかりやすく記載すること。
- ③ 文章を補完するため、図表を適宜用いるほか、専門用語を用いる場合には、適宜解説を加え、企画提案書を審査する者の誤認識を防ぐよう配慮すること。